

【ポスター発表】

主題：養護老人ホームの歴史的変遷と盲養護老人ホームの位置づけについて**一副題：他の社会福祉施設との入所要件の比較をもとに**

○ 城西国際大学 氏名 清水 正美 (会員番号 002394)

キーワード3つ：養護老人ホーム、盲養護老人ホーム、措置制度

1. 研究目的

養護老人ホーム(以下「養護」)は恤救規則からの公的緊急収容施設、救護法時代の救護施設、旧生活保護法時代の保護施設、現行生活保護法の養老施設として時代の流れとともに位置づけを変え、1963(昭和38)年の老人福祉法により養護に移管された歴史がある。その後、高度経済成長による福祉ニーズの多様化や社会福祉対象者の普遍化、国民皆年金制度発足による高齢者の経済的充実により、老人福祉施設の量的増加は特別養護老人ホーム(以下「特養」)に偏り、養護の存在が見えにくくなってしまった。特に2000(平成12)年の介護保険法施行により特養が指定を受け介護老人福祉施設へと転換し、利用契約施設と位置づけられたのを機に高齢者のニーズ＝介護のみ、福祉サービスの手続き＝利用・契約システム、というイメージが固定化してしまっただけではなからうか。このことは「介護の社会化」をうたい介護保険制度により国民全体に社会福祉が一般化した功績は大きかったが、その一方で措置制度である養護がより選別的な位置づけとなってしまったともいえる。そこで、本研究では養護が果たしてきた機能を整理するとともに、特に他の社会福祉施設の入所要件等の整理と課題を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究では、養護が現在までの歴史的変遷について整理した。つぎに、養護の2種類のうち、主に視覚障害者が入所している盲養護老人ホーム(以下「盲養護」)を取り上げ、入所者の入所要件から他の社会福祉施設との関連性を挙げ、課題を明らかにした。研究方法としては、文献や資料を収集し整理するとともに、表や図表を作成した。

3. 倫理的配慮

本研究では対象者への日本社会福祉学会が定める「研究倫理指針」を遵守する。

4. 研究結果

まず、養護の歴史的変遷について整理したところ、4点のターニングポイントが挙げられた。1点目は、1976(昭和51)年の厚生省が出した「養護は新設しない」という行政指導方針である。

2点目は2000(平成14)年の介護保険制度施行であり、特養が介護老人福祉施設の指定を受け利用・契約施設に転換したことである。

3点目は2005(平成17)年からのいわゆる三位一体改革による一般財源化の動きである。

4点目は2005(平成17)年に老人福祉法が改正され、養護の入所要件と施設目的が変更されたことである。

また、盲養護の入所要件は、養護の入所要件である「環境上の理由」、「経済上の理由」とともに、「65歳以上である」、「視覚障害がある」ということになる。これらの要件(高齢・視覚障害・経済的)が他の社会福祉施設との入所要件と重なると思われるのが、特養、障害者支援施設(旧:視覚障害者施設等)、救護施設である。

盲養護の入所要件となる「高齢」をA、「経済的要件」をB、「視覚障害」をCとした場合、ニーズを主に支える入所型の社会福祉施設が以下に想定される。

- ・AもBもCもすべて重なる部分:盲養護
- ・AとBが重なる部分:一般型の養護、軽費老人ホーム
- ・AとCが重なる部分:特養あるいは障害者支援施設
- ・BとCが重なる部分:救護施設あるいは障害者支援施設

5. 考察

4. で想定した盲養護と他の社会福祉施設との関連について課題の提示と考察を行う。

まず対象者の発見から入所判定会議までの間の課題である。これには基礎自治体単位で行政や施設、民生委員等の地域の社会資源が発見から施設入所・利用までを支えあえる連携や情報の共有のあり方が求められる。

次に、入所・利用における判断基準に対する課題である。今後は個人情報に配慮しつつ基礎自治体単位で判断基準の明示と共有を行うシステムを構築していくべきである。

さらに、高齢期に入った時の課題である。入所時は65歳未満であっても、その後高齢者になった時に、障害者支援施設や救護施設から盲養護(GからDへ)、特養(GからFへ)の利用・措置変更が想定されるが、その時の判断基準や変更要件について入所判定時と同様に判断基準の明示と共有できるシステム構築が求められる。

これまで対象者別に法制度が成立・発展し、入所施設についてもいわゆる「縦割り」に運営されてきた経緯があるが、同じような状態像の対象者が、根拠法が異なる社会福祉施設での支援を受けているといえるのではなかろうか。

高齢期の視覚障害者が安心して「生活」するために固有の専門性を有した施設として盲養護の果たすべき役割は大きい。また、入所者に限らず地域における様々な課題を持つ高齢者への支援拠点としての機能を果たすことが求められている。